R8年度インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種費用の助成について

井川町では、インフルエンザ予防接種及び新型コロナウイルス感染症予防接種を受ける方々に対し、接種費用の一部を助成いたします。

■実施期間

・インフルエンザ：令和８年10月１日（木）～令和９年２月28日（日）

・新型コロナウイルス感染症：令和８年10月１日（木）～令和９年３月31日（水）

	インフルエンザ予防接種	新型コロナウイルス感染症予防接種
対象者	・65歳以上の高齢者 60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方も対象となります。 ・６か月児～高校３年生相当の方 ・妊婦の方	65歳以上の高齢者 60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方も対象となります。
助成額	不活化ワクチン（注射） １回につき2,000円 生ワクチン（経鼻）※2歳以上19歳未満 １回につき4,000円	7,800円
	※上記の対象者でかつ生活保護世帯の方には全額を助成します。	
接種料金	医療機関によって接種料金は異なりますので、医療機関にお問い合わせください。 （接種料金から助成額を差し引いた金額で接種することができます）	

■持参するもの

・健康保険証

・生活保護世帯の方は「緊急時医療依頼証」

■その他

・契約医療機関以外で接種した場合も助成の対象となります。
接種後、領収書をお持ちのうえ、健康福祉課にて申請してください。

・当日熱がある方や診察した医師が不適当と認めた場合は、接種することができません。

【お問い合わせ】井川町役場健康福祉課　電話：018-874-4426 FAX：018-874-2894
Email：kenkou-center@town.ikawa.akita.jp